

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧

(証券化)

番号	条文	意見の概要	回答
1	第1条第6号	証券化エクスポージャーは「額面」で考えられるという理解でよいか確認させていただければ幸いです。	エクスポージャーとは、一般にはリスクにさらされている融資、投資又はその金額のことをいうところ、規制素案においては、証券化エクスポージャーを後者の意で特定して使用する際には、「証券化エクスポージャーの額」と規定し、その旨を明示するように努めています（規制素案第263条参照）。ここにいう「証券化エクスポージャーの額」としてどのような額を用いるべきか、という点については、今後検討を進め、必要に応じて解釈集等で明らかにしたいと考えています。
2	第1条第7号	資本勘定に含まれている期待将来収益の計算方法について明確化すべきである。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました。見直し後規制案においては、証券化によって増加した自己資本の額は、基本的項目から控除する旨定められています。また、信用補完機能を有する1/0ストリップスについては、基本的項目から控除されたものを除いてその50%を基本的項目から、50%を補完的項目から控除する旨定められています。別添を御参照下さい。
3	第1条第68号	信用補完機能を持つ1/0ストリップスの定義に関する確認。 最劣後部分及びオリジネーターが取得する証券化の残余部分（優先部分の元利金、各種手数料、貸倒を償却して残ったもの）との認識で良いでしょうか。異なるとすれば具体的にはどのようなものでしょうか。	信用補完機能を持つ1/0ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指しますが、具体的にどのような資産が該当するかについては、今後、解釈集等の中で明確化を図る予定です。
4	第1条第68号	オリジネーターが証券化対象資産に係る劣後持分を保有する場合、第1条第68号で規定する信用補完機能を持つ1/0ストリップスに該当する部分は、オリジネーターにおける当該劣後持分の簿価から、当該劣後持分の元本の額面金額を控除した部分が、該当すると理解しておりますが、その旨を確認させていただきたいと存じます。	信用補完機能を持つ1/0ストリップスに該当する部分については、御指摘の理解は必ずしも適当ではなく、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。具体的にどのような資産が該当するかについては、今後、解釈集等の中で明確化を図る予定です。

5	第1条 第68号	「他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用される」との定義は、同一の証券化目的導管体から生じる他のトランシェに対して劣後するという意味でよいか。	御指摘のとおりと考えます。
6	第1条 第68号	証券化の原債権の期中における元本及び利息の回収等一定の合理的な基準に基づいて、期待将来収益・信用補完機能を持つ1/0ストリップスのキャッシュフローの一部が回収されたものとして、自己資本控除の対象となる期待将来収益・信用補完機能を持つ1/0ストリップスの金額を減額する規定の追加を要望致します。	証券化によって増加した自己資本の額は、基本的項目から控除する旨定められています(見直し後の規制案第5条第1項第4号等参照)。証券化によって増加した自己資本の額を基本的項目から控除する趣旨は、証券化の実行時点においては会計上優先部分について売却益が認識されるところ、通常の債権譲渡において会計上認識される売却益と異なり、オリジネーターが劣後部分を保有している限り、必ずしも当該売却益が実際に金融機関の損失のバッファとして機能するとは限らないことに鑑みたものです。また、信用補完機能を有する1/0ストリップスについては、基本的項目から控除されたものを除いて自己資本から控除する旨定められています(見直し後の規制案第8条第1項第6号等)。このように信用補完機能を有する1/0ストリップスが自己資本から控除されるのは、証券化の無格付部分と同様に、当該部分に原資産のリスクが凝縮されたものであることに鑑みたものです。このような趣旨に照らしますと、期中において自らが有する劣後部分(1/0ストリップスを含む。)が回収された場合であって、かつ、当該回収額が優先部分に対する損失のバッファとして機能することなく、オリジネーターの損失のバッファとして機能する場合には、単に「証券化によって増加した」ものではないと評価でき、会計上売却益として認識されうる時点で遅れて、基本的項目への算入が認められることとなります。また、1/0ストリップスについては、回収が行われた場合はその分金額が減ることとなりますので、それに応じて条文上特に定めがなくとも自己資本から控除すべき金額が減額されることとなります(別添参照)。
7	第1条 第69号	特定貸付債権あるいは証券化取引のような将来に向けての市場の発展が予想される分野においては、参加当事者の予見可能性を確保する定義が重要であると思われる。この点につき、今般公開された素案は簡明にして、明確であると思われ高く評価したい。一方、様々な形態・構造を持つ当該金融商品群に実際に	金融商品は多種多様なものがあり、それらについて個々具体的な判断を提示するのは、現実的ではなく、かえってリスク管理の実務を阻害することになりかねないものと考えています。しかしながら、新規制を導入するに当たって、各金融機関における判断の指針やリスク管理の考え方を論ずる上での問題意識の共有を図る

		適用することを想定すると、なお細部において明確にすべき基準も残るのはやむをえないことなので、解釈ならびに運用においてご配慮をいただきたい。	べく、今後、解釈集等の中で明確化を図る予定です。
8	第 253 条 (証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)	本規定が適用される以前に実行された証券化案件について、自己資本控除の対象となる期待将来収益、信用補完機能を持つ 1/0 ストリップスの金額を過去に遡って計算することが困難である場合においては、経過措置として、現行基準での証券化の取扱いの継続を認める規定の追加を要望致します。	すでに実行された証券化の案件について、「証券化により増加した自己資本の額」や「信用補完機能を有する 1/0 ストリップス」の額を算定することが困難であるものがあるとのことですが、規制の対象となる金融機関において、過去における会計処理等に照らしてこれらの額を算定することがどの程度困難であるかを踏まえた上で、どのような取扱いが適切かについて、今後検討したいと考えています。
9	第 253 条 (証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)	「第六章（～省略～）にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。」とあるため、適格格付機関に関する第 44 条乃至第 51 条の規定は、証券化エクスポージャーについて適用がないと解される一方、第 256 条ほかにおいて、第 44 条に定める「適格格付機関」が使用されている。証券化エクスポージャーに対する第 44 条乃至第 51 条の適用の有無を確認したい。	御指摘を踏まえ、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算において用いる格付の要件等について明確化を図っています(見直し後の規制案第 249 条第 2 項参照)。
10	第 253 条 (証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)	上記項番 9 において適用がある場合、証券化取引における第 47 条の「非依頼格付」の定義を確認したい。	現時点では、証券化取引のオリジネーターからの依頼によって付与された格付以外のものを想定していますが、今後検討を行い、必要に応じて解釈集等の中で明確化を図る予定です。
11	第 254 条 第 1 項 (証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)	第 254 条第 2 項には、「信用補完機能を持つ 1/0 ストリップス。ただし、資本勘定に含まれている期待将来収益の額を除く」との表現がありますが、これは、基本的項目(第 26 条)でそもそも資本勘定に含まれている期待将来収益の額を控除することが定義されているため、二重に控除することを避けるための表現と認識してよいでしょうか。	御指摘のとおり、見直し後の規制案第 5 条第 1 項第 4 号にしたがって証券化により増加した自己資本の額を基本的項目から控除している分については、重ねて見直し後の規制案第 8 条第 1 項第 6 号等にしたがって自己資本から控除する必要はないとの趣旨です。御指摘を踏まえて、趣旨を明確化できるように修正致しました(見直し後の規制案第 247 条参照)。
12	第 255 条 (原資産の信用リスク・アセット)	第 255 条の規定の対象は「オリジネーター」とされているが、「顧客債権流動化のスポンサー」は対象外との理解でよいか。	規制素案第 255 条に掲げる「オリジネーター」には、「第三者からエクスポージャーを取得する ABCP の導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合」が含まれます(規制素案第 1 条第 71 号口)。ご指摘の「顧客債権流動化のスポンサー」は、その意図するところが必ずしも明確ではないものの、例えば、いわゆる特別目的会社(SPC)が売掛債権を取得し、

			<p>当該売掛債権を裏付けとする ABCP を発行するプログラムにおいて、金融機関が当該プログラムの運営を担っているとき、ABCP の引き受け、又は当該 SPC にいわゆるバックアップラインを設定しているときは、一般的には「オリジネーター」に該当するものと考えられます。</p> <p>なお、売掛債権の譲渡人(ABCP の発行により資金を調達する企業)について規制素案第 255 条 1 項各号の要件を満たしていない場合であっても、スポンサーたる金融機関は自らが提供するいわゆるバックアップラインについて信用リスクを算出する必要があります。</p>
13	第 255 条第 1 項第 2 号口 (原資産の信用リスク・アセット)	<p>原資産が当該銀行の倒産手続きにおいて、「当該銀行の債権者の支配権が及ばない」要件として、第三者対抗要件その他オリジネーターが破綻手続きの際の投資家保護に十分な手当てが備えられていることで十分とし、当初からの債務者対抗要件の具備は求めないことを希望する。</p>	<p>規制素案第 255 条第 1 項第 2 号は、証券化取引において原資産を証券化目的導管体に譲渡するに当たって、譲渡当初から債務者対抗要件を具備することを当然に求めるものではありません。</p>
14	第 255 条第 1 項第 5 号口 (原資産の信用リスク・アセット)	<p>追加金銭信託やデフォルト債権の買戻しを行う「権利」をオリジネーターが保有する場合、「権利」であり「義務」でないため「譲渡日以降に当該銀行による最劣後部分の引受を認める条項」に該当しないという解釈でよいか確認させていただければ幸いです。</p>	<p>金融機関側の任意であると義務であるとを問わず、譲渡日以降に当該金融機関による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを行う旨を定めた規定を設ける場合は、同号口に該当し、同号の要件を満たさないこととなります。</p>
15	255 条第 1 項第 6 号ハ (原資産の信用リスク・アセット)	<p>「未償還の証券化エクスポージャー」とは、第三者に譲渡する証券化エクスポージャーのみを指すのか、あるいは銀行保有の証券化エクスポージャーを加えたものを指すのか確認させていただければ幸いです。</p>	<p>御指摘の前者の趣旨であることが明確となるよう、修正致しました(見直し後の規制案第 248 条第 1 項第 6 号ハ参照)。</p>
16	255 条第 2 項 (原資産の信用リスク・アセット)	<p>「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と記されておりますが、最終合意案に準じ、明示的に「証券化目的導管体によって差し入れられた適格担保は認識できる」旨の記述がなされることをご検討頂ければ幸いです。</p>	<p>合成型証券化取引において証券化目的導管体がクレジット・デリバティブにおける補償債務について、自らが保有する適格金融資産担保に該当する資産を担保として設定している場合、見直し後の規制案第 251 条第 2 項及び第 269 条の定めるところにより、当該担保による信用リスクの削減効果を認識することができます。</p>
17	第 256 条 (証券化取引における証券化エクスポージャー)	<p>標準的手法においては、証券化取引の結果、原資産より所要自己資本が増加することのないよう、内部格付手法と同様に上限(キャップ)を設けるべきである。</p>	<p>規制素案においては、数回にわたる市中協議を経て定まったバーゼルⅡの趣旨を踏まえ、標準的手法における所要自己資本の上限を設定しておりません。</p> <p>証券化商品の劣後部分の大きさは、通常、過去数年間にわたる原資産のリスクに関するデー</p>

	一に対する信用リスク・アセット)		<p>タや証券化の仕組み等を、個々の商品ごとに精査した上で定められています。他方、標準的手法における原資産の所要自己資本は、当局が設定したリスク・ウェイトを一律に適用したものにすぎず、個別の原資産のリスク特性を適切に反映したものでないといえます。こうした標準的手法における原資産の所要自己資本を証券化商品に係る所要自己資本の上限とすることは、リスクをよりの確に反映した所要自己資本を求めるよう努めている今回の自己資本比率規制見直しの趣旨に必ずしも整合的でないほか、金融機関が原資産のリスクに関するデータを蓄積し、より精緻なリスク計測を行おうとする金融機関のインセンティブを損なうおそれがあります。</p> <p>しかしながら、我が国の証券化商品に規制素案を適用すると現行規制に比べ所要自己資本が著しく増加する事例が多いこと、これにより現在育成途中である市場型間接金融の主要な形態である証券化取引に大きな影響を与えるおそれがあることに鑑み、現行規制を上回る所要自己資本となる証券化取引については、主要なリスクが移転していないものとして、少なくとも現行規制と同程度の所要自己資本を求めるに留める取扱いについて、これを時限的な措置とすべきかどうかも含めて、現在検討しています。</p>
18	第 256 条 (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)	証券化エクスポージャーにおける資本控除の対象からは、現金部分 (準備金) を控除すべきである。	劣後受益権については、その裏付資産の内容が何であるか (現金であるか否か)、また、裏付資産の用途が何であるかによって、異なる取扱いを認めるものではありません。
19	第 256 条 第 3 項 (外部格付準拠方式)	本項は「証券化取引における格付の適格性に関する基準」を定めているが、「格付機関として実績のある」とは量的な尺度か質的な尺度を言うのか、判断基準を確認したい。	当該基準を満たすか否かを判断するにあたっては、市場における利用実績その他の定量的及び定性的な検討を行うことを想定しています。詳細については、今後、解釈集等の中で明確化を図る予定です。
20	第 256 条 (標準的手法における証券	告示素案第 256 条第 3 項第 3 号にいう「公表」及び「格付推移行列に含まれる」という要件の具体的内容を明らかにされたい。	バーゼルⅡでは、金融機関内部のリスク管理実務を踏まえ、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット算出の際に、適格格付機関が付与する格付の利用を認めています。同時

	化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)		<p>に、こうした格付の適正さを市場規律を通じて担保することを目的に、1)公表と2)格付推移行列に含まれることを求めています。</p> <p>前者の「公表」については、市場規律が働く前提として、少なくとも案件名と証券化エクスポージャーごとの格付が一般に無償で入手可能であることが想定されます。さらに、証券化エクスポージャーの格付ごとに簡単な当該格付を付与した理由や、適格格付機関の証券化エクスポージャーの格付に対する格付付与基準が、一般に無償で入手可能であれば、市場規律が一層効率よく働くだけでなく、わが国の証券化市場の健全な発展に資するものとも思われます。</p> <p>一方、後者の「格付推移行列に含まれること」については、証券化エクスポージャーの格付の定義・内容を明確にし、市場による検証を容易にすることを目的としているため、少なくとも一般に無償で入手可能な、証券化エクスポージャーの格付のみを対象とした格付推移行列に格付が含まれていることを想定しています。なお、こうした案件名や格付等が「公表」の要件を満たすためには、当該格付機関の定期刊行物又はウェブサイトを通じて第三者が閲覧可能な状態であることが必要であると考えられますが、引き続き市場参加者との議論を踏まえ、検討していく予定です。</p>
21	第 256 条 第 3 項、 第 263 条	<p>最終案では、外部格付使用時の要件は、標準的手法や内部格付手法の前の総論として規定されているため、両手法に適用があるように読めるが、本案では、標準的手法の要件として「格付の適格性」が定められ、内部格付手法の条項では参照規定が見当たらないため、内部格付手法の「外部格付準拠方式」に当たって使用できる外部格付は適格性は問われないこととなっている。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第 254 条第 2 項を参照）。</p>
22	第 256 条 第 4 項第 2 号（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセ	<p>「同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて、個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと」と記されていますが、例えば α 格付機関がシニア・メザニントランチに対し、それぞれ AAA と BBB と格付し、β 格付機関がシニアトランチのみ AAA と格付した場合、当該メザニントランチは α 格付機関の BBB を適用してよいか確認させていただければ幸いです。</p>	<p>御指摘の例では、シニア部分（トランチ）とメザニン部分双方について α 格付機関の格付の利用は認められますが、シニア部分については β 格付機関の格付を、メザニン部分については α 格付機関の格付を利用することは認められないと考えられます。</p>

	ット)		
23	第 256 条 第 4 項 (標準的 手法にお ける証券 化エク スポー ジャーに 対する 信用リ スク・ア セット)	本項は「証券化取引における格付の利用に関する基準」を定めているが、「同種の証券化エクスポージャー」とはどのような意味か、定義を確認したい。また、「同一の適格格付機関」から継続的に格付を取得すべきとは、どのような意味か。	「同種の証券化エクスポージャー」の意味するところについては、今後、解釈集等の中で明確化を図る予定です。「同一の適格格付機関」の記述については、御指摘を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第 249 条 4 項 1 号参照)。
24	第 256 条 第 5 項 (標準的 手法にお ける証券 化エク スポー ジャーに 対する 信用リ スク・ア セット)	引用している第 49 条は第 50 条の誤りではないか。	御指摘を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第 249 条第 5 項参照)。
25	第 256 条 7 項(標 準的 手法 にお ける 証券 化 エク スポ ー ジャー に 対 する 信 用 リ ス ク ・ ア セ ット)	本項第二号において「裏付資産が投資適格以上に相当」とあるため、本項により導かれるリスク・ウェイトは常に 100%となる。「当該無格付の証券化エクスポージャーが投資適格以上に相当」とすべきではないか。	御指摘を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第 249 条第 7 項第 2 号参照)。
26	第 256 条 8 項(標 準的 手法 にお ける 証券 化 エク スポ ー ジャー に 対 する 信 用 リ ス ク ・ ア セ ット)	もし、適格流動性補完に格付が付与される場合の取扱いについて確認したい。その他の信用補完等を総合的に勘案し付与された格付がある以上、裏付資産のリスク・ウェイトの最も高いものを適用する必要はないと思料される。	御指摘を踏まえ、修正致しました(見直し後規制素案第 249 条第 8 項参照)。流動性補完も証券化エクスポージャーに含まれるものであり、同条項は無格付の証券化エクスポージャーの取扱いを定めているに過ぎません。もともと格付が付与されている場合は、格付に沿った取扱いをすれば足りることになります。

27	第 260 条 第 2 項 (標準的 手法にお ける証券 化エク スポー ジャー に対す る信用 リスク・ アセ ット)	「原資産の過半」の定義を確認したい。	原資産について適用されている手法(標準的手法及び内部格付手法)により算出された信用リスク・アセットの合計額に対し、標準的手法の適用により算出された信用リスク・アセットの額が 50%超となる場合を想定しています。
28	第 261 条 (信用リ スク・ア セットの 計算手 法)	「内部格付手法採用行は、第 256 条第 4 項に定める証券化取引における格付の適格性に関する基準」とあるが、第 256 条第 3 項の誤記ではないか。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後規制素案第 254 条第 2 項参照)。
29	第 263 条 第 1 項第 1 号(外 部格付準 拠方式)	最終合意案では、この定義として「同格付のシニアポジションが複数あった場合には、ウォーターフォール上最優先となるトランシェ」との記述がございました。しかし、今次「素案」ではウォーターフォールに関する記述が削除され、「第一順位の担保権を有している場合又は第一順位の権利を裏付けられている場合」とのみ記載されており、定義の明確化が必要と思料いたします。	最上位とされるトランシェが複数存在する場合に、これらを全て最優先部分として扱うことが許されるか否かの判断に当たっては、単に支払順位が同列か否かをもつてなすべきものではなく、むしろ、最優先とされるトランシェに損失が生じた場合の最終的な損失の負担の割合が、最優先部分とされるトランシェの間で平等になされうるものか否かを目安とすべきものと考えています。
30	第 270 条 第 2 項(N 及びLGD の計算に おける簡 便法)	引用している第 268 条第 4 項は同条第 3 項の誤りではないか。	御指摘を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第 263 条第 2 項参照)。
31	第 279 条 (購入債 権のファ ースト・ ロス部 分に付さ れた信用 リスク削 減手法の 取扱い)	7 行目「・・・裏付資産の加重平均 LGD は次の算式により・・・」の「次の算式」が記載されていないため、明確化していただきたい。	御指摘を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第 173 条 5 項参照)。

証券化前の銀行B/S

資産	100	負債	90
		株式	10



証券化後の銀行B/S

現金	98	負債	90
I/O	5	株式	10
		売却益	3

売却益=3の取扱い

⇒ Tier 1から全額控除

I/O=5の取扱い（「信用補完」としてのI/O）

⇒ Tier1からの控除分(=3)を除いた額(=2)を
Tier 1から50%、Tier 2から50%控除